

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和2年3月23日午後1時30分から令和2年第3回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は11名で次のとおりである。

第1番委員	高橋 旦 志	第7番委員	名 和 和 弘
第2番委員	石 田 一	第8番委員	菊 地 重 治
第3番委員	小 嶋 教 三	第10番委員	小 野 ま り 子
第4番委員	高 橋 正 則	第11番委員	那 須 正 昭
第5番委員	松 本 義 文	第12番委員	菊 地 成 壽
第6番委員	千 田 眞 一		

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	阿 部 一 之
事務局長補佐	阿 部 勝 利
係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について
議案第6号	荒廃農地の農地・非農地の判断について
議案第7号	令和2年度金ヶ崎町農作業労賃標準額の決定について
議案第8号	農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

議 長 只今から令和2年第3回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異議なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には1番高橋旦志委員、2番石田一委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———異議なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

務 局

長 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 お諮りいたします。

議事の都合上追加日程第1、議案第9号を最初の議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、追加日程第1、議案第9号を最初の議題とすることに決定しました。

ただちに議案の配布をいたします。

追加日程第1、議案第9号農業委員会事務局職員の人事についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局

長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

長 説明が終わりました。

お諮りいたします。休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 休憩を解いて再開します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

人事案件でございますので、質疑・討論を省略し直ちに採決します。議案第9号農業委員会事務局職員の人事について、承諾することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 ————全員挙手———
 挙手全員であります。よって、当案件は承諾することに決定しました。
 お諮りいたします。休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

議 長 ————なしの声あり———
 異議なしと認め、暫時休憩いたします。
 (休憩)

議 長 休憩を解いて再開します。
 休憩前に引き続き会議を続けます。
 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ————なしの声あり———
 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第4番委員 4番 高橋です。番号2番の案件について、県有地を町産業開発公社で茅生産のために借り受けるとのことですが、なぜ一年間の契約期間なのか、今後の計画や予定等もあれば教えていただきたいです。

事 務 局 当初は5年ごとに契約更新をしていましたが、岩手県の方針が変わりまして、やむなく一年ごとの契約更新となっております。岩手県には、町への無償譲渡を要望しておりますが、実現していないという状況です。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ————なしの声あり———
 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ————なしの声あり———
 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ————全員挙手———
 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第6、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
 番号1番及び2番の案件について、5番松本義文委員より報告願います。

第 5 番 委 員

5 番 松本です。3 月 12 日午前に、街地区の農地利用最適化推進委員の菊地勇委員と高橋重貴委員、事務局の及川係長と現地調査に行つて来ました。

譲受人である[]が既存の資材置場を拡張し、再生骨材置場として利用するため、農地所有者の[]さんと[]さんから田を売買によって取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、既存の資材置場と同じ高さに盛土及び砕石を敷き、隣接地との境界は法面施行をして、土砂流出等の対策を行うとのことから、隣接地への影響は発生しないものと考えられ、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地報告を終わります。

議 長

続いて、番号 3 番及び 4 番の案件について、2 番石田一委員より報告願います。

第 2 番 委 員

2 番 石田です。3 月 12 日午後に、南方地区の農地利用最適化推進委員の相沢清幸委員と千葉誠委員、事務局の及川係長と現地調査に行つて来ました。

譲受人の金ヶ崎町が南方地区生涯教育センター駐車場と南方幼稚園駐車場を整備するため、農地所有者の[]さんと[]さんから、田を贈与により取得し、転用しようとするものです。

農用地の許可基準である立地基準についてですが、申請地はどちらも第 1 種農地に区分されますが、農地転用目的の不許可の例外規定である「住宅等で集落等に接続して設置」に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、農地と接する箇所は十分転圧をかけ法面施行し、土砂流出等の対策を行うとのことから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられ、事業実施の確実性、被害防除の実施も認められます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

第 8 番 委 員

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

8 番 菊地です。番号 1 番及び 2 番の案件について、申請地の東西は現在どのように利用されているのでしょうか。

事 務 局

現地調査の際に確認したところ、東側についてはすでに農地転用許可済みの資材置場になっております。西側については、田として残っておりますが、譲受人の[]に確認したところ、いずれ転用する計画になっているとのことです。

議 長

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

議長 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第3号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第3番委員 番号1番の案件について、3番小嶋教三委員より報告願います。

3番 小嶋です。3月12日午前、街地区の農地利用最適化推進委員の菊地勇委員、高橋重貴委員、事務局の及川係長と現地調査に行つて来ました。

申請地は、XXXXXXXXXXさん所有の畑ですが、現況は庭となっているものです。

今回の申請に至った経緯ですが、昭和54年に父が亡くなり相続を受けた当時、関東に居住していたことから、畑の隣に住む妹に管理をお願いしており、徐々に花木などを植え庭として使用してきたとのことです。今回、畑の譲渡を検討するにあたり調査していたところ、許可を受けずに畑を庭として使用していたことが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり庭として利用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。以上で現地報告を終わります。

議長 長 続いて、番号2番の案件について、4番高橋正則委員より報告願います。

第4番委員 4番 高橋です。3月12日午後に、南方地区の農地利用最適化推進委員の相沢清幸委員、千葉誠委員、事務局の及川係長と現地調査に行つて来ました。

申請地は、XXXXXXXXXXさん所有の畑ですが、現況は居宅への通路及び竹などが植栽されている庭となっているものです。

今回の申請に至った経緯ですが、昭和28年頃に居宅を新築し、その後、昭和35年頃から申請地に通路を作り、併せて竹などを植栽し使用してきたとのことです。今回、畑の譲渡を検討するにあたり調査していたところ、許可を受けずに畑を通路及び庭として使用していたことが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり通路及び庭として利用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。以上で現地報告を終わります。

議長 長 続いて、番号3番の案件について、1番高橋旦志委員より報告願います。

第1番委員 1番 高橋です。3月12日午後に、北部地区の農地利用最適化推進

委員の及川和芳委員、桑島健市委員、事務局の及川係長と現地調査に行ってきた。

申請地は、[]さん所有の畑ですが、現況は居宅、車庫・物置の敷地及び庭、通路となっているものです。

今回の申請に至った経緯ですが、父の代の昭和39年に車庫・物置を建築し、昭和47年に土地改良事業が終わり、宅地と道路の間の畑が残されたとのこと。その後、昭和48年に居宅を増築し、昭和50年頃から農業用機械や自家用車の駐車場及び通路、庭木などを植え、現在まで使用してきたとのこと。今回、自宅の改築等を検討するにあたり調査していたところ、許可を受けずに畑を宅地として使用していたことが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり宅地として利用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。以上で現地報告を終わります。

ご苦労様でした。

議 第 5 番 委 員

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番 松本です。番号2番の案件について、所有者の[]さんの居宅の道路に面した西側の農地が荒れているようなのですが、現在もそこにお住まいなのでしょうか。

事 務 局

該当地は今年度の農地パトロールで荒廃農地として確認したところですが、その後、ご親戚の方が農地法第3条で取得しております。現地調査の際に確認したところ、木が1、2本残っていましたが、雑草はすべて刈っているという状況でした。本人に確認したところ、令和2年度には耕作を始められるよう進めているとのこと。また、[]さんについてですが、現在は[]に入所されており、自宅は空き家となっているとのこと。なお、今回の申請地は、適用外証明後、[]が[]さんから取得し、農業用施設を建てる計画のようです。

議 長

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第3号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は証明することに決定しました。

議 事 務 局 長

日程第8、議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 10 番 委員 10 番 小野です。利用権設定番号 1 番の案件について、登記地目、
 現況地目とも田となっておりますが、利用目的は畑なのですか。

事務局長 その通りです。
 ほか、質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——

議長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 4 号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案の
 とおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——

議長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 長 日程第 9、議案第 5 号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意
 見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

事務局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませ
 んか。
 ——なしの声あり——

議長 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議長 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 5 号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定に
 ついて、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めま
 す。
 ——全員挙手——

議長 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 長 日程第 10、議案第 6 号 荒廃農地の農地・非農地の判断についてを
 議題とします。事務局説明を求めます。
 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

事務局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませ
 んか。
 ——なしの声あり——

議長 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議長 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 6 号 荒廃農地の農地・非農地の判断について、調査報告の
 とおり「非農地」と判断することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——

議長 長 挙手全員であります。よって、本案は調査報告のとおり「非農地」
 と判断することに決定しました。

議長 長 日程第 11、議案第 7 号 令和 2 年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決
 定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

事務局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませ
 んか。

- 議 長 ——なしの声あり——
 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第7号 令和2年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第12、議案第8号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定
 事務 局 についてを議題とします。事務局説明を求めます。
 事 務 局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第8号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和2年第3回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間 14時30分